

子育て応援

妊娠・出産・産後・乳児への支援！

- 【1】 こども家庭センター
- 【2】 不育症検査費用助成
- 【3】 多胎妊婦健康検査
- 【4】 妊婦一般健康検査
- 【5】 妊婦歯科健診
- 【6】 産婦健康診査
- 【7】 赤ちゃん支援金
- 【8】 乳児全戸訪問事業
- 【9】 新生児聴覚検査事業
- 【10】 未熟児を健やかに育てる事業
- 【11】 パパママひろば
- 【12】 産後ケア事業（生後1年未満）
- 【13】 予防接種
- 【14】 生活習慣改善事業
- 【15】 赤ちゃんとはじめての絵本応援事業
- 【16】 赤ちゃん健康相談
- 【17】 ふたごちゃんすくすく交流会
- 【18】 乳児一般健康診査（1歳未満）
- 【19】 1歳6ヶ月児健康診査
- 【20】 2歳児親子歯科健康診査
- 【21】 3歳児健康診査
- 【22】 5歳児健康診査
- 【23】 フッ化物塗布助成事業
- 【24】 乳幼児フッ化物普及啓発事業



子育て応援

子育て世帯への支援！

【25】子育てサポートセンター事業



【26】すこやか子育て支援事業

【27】市内の保育園（園）認定こども園の一覧

様々な手当！

【28】児童手当支給事業

【29】児童扶養手当支給事業

【30】特別児童扶養手当支給事業

【31】障害児福祉手当



小・中学生への支援！

【32】地域子ども教室推進事業

【33】準要保護就学援助事業



【34】学校給食費補助事業

ひとり親家庭への支援！

【35】自立支援教育訓練給付金

【36】高等職業訓練促進給付金

【37】母子父子寡婦福祉資金

【38】母子寡婦福祉会

【39】母子家庭等児童助成事業







子育て応援

病気やけがの時

- 【40】 夜間や休日の小児救急相談は… # 8000
- 【41】 小児の日曜診療所があります！
- 【42】 諫早市こども準夜診療センターがあります！
- 【43】 乳幼児・子ども福祉医療費支給事業
- 【44】 ひとり親・寡婦福祉医療費支給事業
- 【45】 福祉医療費支給事業（障害者手帳をお持ちの方）
- 【46】 病児保育事業



その他の支援

- 【47】 放課後児童健全育成事業
- 【48】 子育て家庭ショートステイ
-  【49】 奨学金返還支援金
-  【50】 雲仙市奨学資金貸付事業
-  【51】 小・中学生遠距離通学費補助
- 【52】 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業
-  【53】 保育園等副食費助成事業











悩んだときの相談窓口















- 【54】 子育て相談利用者支援事業
- 【55】 家庭児童相談室
- 【56】 家庭ホットライン
- 【57】 親子ホットライン
- 【58】 児童生徒サポートセンター事業

















事業名	補助内容	二次元コード	担当課
【1】 こども家庭センター	■妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供し、各種のご相談に応じます。		子ども支援課
【2】 不育症検査費用助成	■現在研究段階にある不育症検査（保険適用を見据え先進医療として実施されるもの）を受ける者の経済的負担を軽減するため、検査に要した費用の一部を助成します。	担当課へお問い合わせください	
【3】 多胎妊婦健康診査	■多胎児を妊娠した妊婦が、妊婦一般健康診査に加えて受診する多胎妊婦健康診査について、受診費用を償還払いにより助成します。	担当課へお問い合わせください	
【4】 妊婦一般健康診査	■妊婦一般健康診査の費用を「妊婦一般健康診査受診票」により、14回助成します。		子ども支援課 子ども健康班
【5】 妊婦歯科健診	■妊娠期の歯の健康のために、歯科健診を妊娠中に1回受診できます。		
【6】 産婦健康診査	■母子健康手帳を交付するときに発行する「産婦健康診査受診票」を利用して出産後2か月未満に2回受診できます。		
【7】 赤ちゃん支援金 	■対象者 出生後1年以内の赤ちゃんの保護者。 雲仙市の同じ住所に住民票があり、3年以上市内に居住することなどの条件があります。 ■支援内容 出産し市内に定住される方々の経済的な負担を軽減するため、「赤ちゃん支援金」として20万円交付いたします。※子ども1人あたり		地域づくり推進課 移住・定住・婚活推進班
【8】 乳児全戸訪問事業	■保健師、助産師、母子保健推進員がご自宅へお伺いし相談に応じます。		
【9】 新生児聴覚検査事業	■新生児の聴覚検査費を助成します。（助成額：1検査 3,000円）		
【10】 未熟児を健やかに育てる事業	■未熟児の入院に係る医療費の助成を行い、保健師等による家庭訪問を行います。		
【11】 パパママひろば	■妊婦さんとその家族の方を対象とした出産に備えた教室です。		子ども支援課 子ども健康班
【12】 産後ケア事業（生後1年未満）	■対象 雲仙市にお住いの、産後1年未満のお母さんと赤ちゃん ■内容 授乳相談やおっぱいケア、沐浴、育児相談など ①訪問ケア：助産師が家庭を訪問します。①②合わせて6回まで。 ②デイケア：協力産婦人科医院等でサービスを受けます。①②合わせて6回まで。 ③ショートステイ：協力産婦人科医院に宿泊しサービスを受けます。利用者負担金はサービス内容により異なります。1回の出産につき1泊2日を6回。		

事業名	補助内容	二次元コード	担当課
<p>【13】 予防接種</p>	<p>■定期予防接種</p> <p>■任意予防接種…インフルエンザ予防接種費用を一部助成します。 (生後6か月～中学3年生まで)</p> <p>■造血細胞移植後の予防接種再接種費用助成…造血細胞移植等により、移植前に接種した定期予防接種の効果が期待できず再接種の必要があるとき、接種費用を助成します。</p>		<p>子ども支援課 子ども健康班</p>
<p>【14】 生活習慣改善事業</p>	<p>■乳幼児と保護者を対象に「早寝・早起き・朝ごはん」をテーマにした健康教育を行います。</p>	<p>担当課へお問い合わせください</p>	
<p>【15】 赤ちゃんとはじめての絵本応援事業</p>	<p>■赤ちゃん健康相談(生後3～4ヶ月児)のときに市民ボランティアによる赤ちゃんへの絵本の読み聞かせと、絵本1冊とおすすめ絵本リスト等を入れたコットンバッグ(ブックスタート・バッグ)をプレゼントします。</p>		<p>生涯学習課 生涯学習班</p>
<p>【16】 赤ちゃん健康相談</p>	<p>■1歳未満児とその保護者を対象に、身体計測や育児相談、栄養(離乳食)相談、歯科相談、子育て支援情報の提供等を実施します。</p>		
<p>【17】 ふたごちゃん すくすく交流会</p>	<p>■「こんな時、みんなどうしてる？」 泣いて笑ってまた泣いて。時々ママも一緒に泣いて。まいにち大変ですね。同じ思いを抱えたパパやママがいます。一緒におしゃべりしませんか？</p>		
<p>【18】 乳児一般健康診査 (1歳未満)</p>	<p>■母子健康手帳を交付するときに発行する「乳児一般健康診査受診票」(3回分)を利用して、医療機関で受けましょう！</p>		
<p>【19】 1歳6か月児 健康診査</p>	<p>■身体測定や運動・精神発達の確認、診察、各種健康相談(保健・栄養・歯科)、歯科健診を行っています。 ■健診会場で希望者へのフッ化物塗布を実施しています。</p>		
<p>【20】 2歳児親子 歯科健康診査</p>	<p>■お子さんと保護者の歯科健診、相談を行っています。 ■健診会場で希望者へのフッ化物塗布を実施しています。</p>		
<p>【21】 3歳児健康診査</p>	<p>■身体測定や運動・精神発達の確認、診察、各種健康相談(保健・栄養・歯科)、歯科健診を行っています。 ■健診会場で希望者へのフッ化物塗布を実施しています。</p>		
<p>【22】 5歳児健康診査</p>	<p>■保護者及び通所している保育所等への質問票による健診を行っています。</p>	<p>担当課へお問い合わせください</p>	<p>子ども支援課 子ども健康班</p>
<p>【23】 フッ化物塗布 助成事業</p>	<p>■フッ化物塗布助成券2回分交付(全額を助成)</p>		
<p>【24】 乳幼児フッ化物 普及啓発事業</p>	<p>■保育所(園)、認定こども園等でのフッ化物洗口事業を推進します。</p>		
<p>【25】 子育てサポート センター事業</p>	<p>■子育てを「応援して欲しい人」と「応援したい人」が登録して、お互い助け合いながら、地域の中で育児の相互援助活動を行う会員制の組織です。援助を受けた会員は、協力してくれた会員に規定の報酬と実費を払います。</p> <p>■乳児(生後6か月)から小学6年生までが対象です。</p> <p>■援助できる事例 ・保育所や認定こども園、放課後児童クラブの送迎やその後の預かり援助 ・保護者の病気や急用時の援助 など</p> <p>■お問い合わせ(担当) 雲仙市子育てサポートセンター TEL:0957-47-7874(直)、0957-36-2500(代) (健康福祉部子ども支援課内)</p>		

事業名	補助内容	二次元コード	担当課
【26】 すこやか 子育て支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第2子以降が保育所や認定こども園に入園したときの保育料を免除します。 ■ 入所申込時に申請してください。 		
【27】 市内の保育所 (園) 認定こども 園の一覧	市内の保育所(園) 認定こども園の一覧はこちら →		
【28】 児童手当 支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高校生年代までの児童を養育している家庭に対し、手当を支給します。 ■ 支給額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳～3歳未満(第1子・2子:1万5千円/月、第3子以降:30,000円/月) ・ 3歳～高校生年代まで(第1、2子:1万円/月、第3子以降:30,000円/月) 		子ども支援課 子育て支援班
【29】 児童扶養手当 支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 父または母がいない家庭、父または母が一定の障害の状態にある家庭などで18歳未満の児童を養育している人に対して手当を支給します。 (所得状況に応じて支給額が異なります。) ■ 支給額 <ul style="list-style-type: none"> 全額支給48,050円(月額)、一部支給 48,040円～11,340円(月額) 第2子、第3子以降の児童には加算があります。※支給額については担当課へお尋ねください。 		
【30】 特別児童扶養手当 支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 重度障害または中度障害のある20歳までの子どもを養育している方に対し、手当を支給します。 ■ 所得制限やその他の支給要件がありますので、担当課へお問い合わせください。 		
【31】 障害児福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> ■ 重度の障害があるため、日常生活において常時の介護が必要な20歳未満の在宅の方に対し、手当を支給します。 ■ 所得制限やその他の支給要件がありますので、担当課へお問い合わせください。 		福祉総務課 障がい班
【32】 地域子ども 教室推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の人材を生かし、主に土曜日に公民館等で子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供します。 ■ 開催時期は、地区によって異なりますので、担当課にお尋ねください。 		生涯学習課 生涯学習班
【33】 準要保護就学 援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経済的理由で小・中学校に在学する子どもの就学の費用に困っている保護者に、学用品費、学校給食費などの費用の一部を援助します。 		学校教育課 学事班
【34】 学校給食費 補助事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを目指すことを目的として、学校給食費等の補助を行います。 		
【35】 自立支援教育訓練 給付金	<ul style="list-style-type: none"> ■ ひとり親家庭の親が就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定されている教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の一部を支給します。 		
【36】 高等職業訓練 促進給付金	<ul style="list-style-type: none"> ■ ひとり親家庭の親が専門的な資格取得を目指して、6カ月以上養成機関で修業する場合に、生活費の一部を支給します。 		子ども支援課 子育て支援班
【37】 母子父子寡婦 福祉資金	<ul style="list-style-type: none"> ■ ひとり親家庭の親、寡婦、父母のいない子どもの経済的自立を応援するために、貸付を行います。 ■ 貸付金の種類や貸付期限などについては、担当課にお問い合わせください。 		

事業名	補助内容	二次元コード	担当課
<p>【38】 母子寡婦福祉会</p>	<p>■母子家庭の母や、寡婦の人たちで組織されている福祉団体です！共に励ましあい、助け合いながら研修会や親子活動などを通して、仲間づくりを行っています。</p> <p>■年会費：1,000円</p>		
<p>【39】 母子家庭等 児童助成事業</p>	<p>■児童の放課後児童クラブの利用料の一部を助成します。（月額上限5,000円）</p> <p>次のいずれかに該当する放課後児童クラブを利用しているひとり親家庭</p> <p>①児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている。 ②生活保護の支給を受けている。 ③公的年金及び遺族補償を受けており、前年の所得が児童扶養手当の一部支給停止の所得制限未満。</p>		<p>子ども支援課 子育て支援班</p>
<p>【40】 夜間や休日の小児 救急相談は・・・ #8000</p>	<p>■夜間や休日のお子さんの救急医療（病気、けが、応急処置など）に関することを電話で対応します。</p> <p>■毎日午後6時から翌朝8時まで、日曜祝日は全日</p> <p>■相談される場合は、「#（シャープ）8000」にお電話ください。</p>		
<p>【41】 小児の日曜診療所 があります！</p>	<p>■対象者：15歳（中学生以下）までの小児の内科疾患（やけど、骨折などの外科疾患は除きます。）</p> <p>■診療時間：土曜日午後6時～日曜日午後5時 ※電話受付時間：土曜日午後5時30分～日曜日午後4時30分 ※必ず電話による受付後、来院してください。 ※日曜日以外の祝日の診療は行っていません。</p> <p>■電話番号：0957-63-0202</p> <p>■診療場所：長崎県島原病院 小児科外来室（島原市下川尻町7895番地）</p> <p>■持参するもの：マイナンバーカードなど健康保険が確認できるもの、母子健康手帳、福祉医療費受給者証、服用中の薬がわかるもの</p>	<p>長崎県 島原病院へ お問合せ ください</p>	<p>健康づくり課 健康推進班</p>
<p>【42】 諫早市こども準夜 診療センターが あります！</p>	<p>■対象者：15歳（中学生以下）までの小児の内科疾患の急病者（やけど、骨折などの外科疾患は除きます。）</p> <p>■診療日：毎日</p> <p>■診療時間：午後8時～午後11時</p> <p>■診療受付：午後8時～午後10時45分までに来院し、受付を済ませてください。 ※必ず電話で症状を伝え、来院してください。</p> <p>■電話番号：0957-22-1380</p> <p>■診療場所：諫早総合病院 整形外科外来（1階） （夜間受付窓口で受付してください。）</p> <p>■持参するもの：マイナンバーカードなど健康保険が確認できるもの、母子健康手帳、福祉医療費受給者証、服用中の薬がわかるもの ※悪天候等により、休診となる場合があります。</p>		
<p>【43】 乳幼児・子ども福祉 医療費支給事業</p>	<p>■18歳に達する日以降の3月31日までの間にある子どもの入院、通院等の医療費を助成します。</p> <p>■助成額：個人負担（1医療機関1日800円、月上限1,600円）を控除した額</p> <p>■助成方法：長崎県内の医療機関等（一部を除く）での保険診療については、「受給者証」を提示することで、個人負担額までのお支払いで受診ができます。 ※受診する医療機関等によっては、領収書による申請が必要な場合があります。</p>		<p>子ども支援課 子育て支援班</p>
<p>【44】 ひとり親・寡婦福祉 医療費支給事業</p>	<p>■ひとり親家庭で18歳に達する日以降の3月31日までの間にある子ども及びその子どもを監護する母・父の通院・入院した場合の医療費を助成します。</p> <p>■助成については、所得制限がありますので担当課にお問い合わせください。</p>		

事業名	補助内容	二次元コード	担当課
<p>【45】 福祉医療費 支給事業 (福祉総務課)</p>	<p>■入院・通院の助成があるもの：身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳A1・A2・B1の方</p> <p>■通院のみ助成があるもの：精神障害者保健福祉手帳1級の方</p> <p>■助成割合については、条件等により異なりますので、担当課にお問い合わせください。</p>		<p>福祉総務課 障がい班</p>
<p>【46】 病児保育事業</p>	<p>■病気、回復期にある小学6年生までの子どもの世話ができない時、子どもをお預かりします。</p> <p>■利用方法：事前に市に登録。利用の際には医療機関で入院の必要がないことの診断を受け、実施事業者に申し込んでください。</p> <p>施設型：くにみ子ども園病後児保育センター TEL：0957-78-2286 えとう病後児サポートルーム（恵燈保育園内） TEL：0957-61-1020</p> <p>訪問型：長崎県看護協会病児・病後児保育サポートセンター （保育者が家庭を訪問してお世話をします。） TEL：0957-25-0807</p>		<p>子ども支援課 子育て支援班</p>
<p>【47】 放課後児童 健全育成事業</p>	<p>■事業の対象：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童</p> <p>■制度の内容：児童の健全な育成を図るため、児童に対して遊びや生活の場を提供します。 ※詳しくは担当課へご相談ください。</p>		
<p>【48】 子育て家庭 ショートステイ</p>	<p>■家庭での子育てが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設で保護者に代わって一定期間児童を養育します。</p>	<p>担当課へお問い合わせください</p>	
<p>【49】 奨学金 返還支援金</p> 	<p>■ 事業対象 ※公務員は対象となりません。 ・承認申請時点で雲仙市に定住し、承認決定の日から5年経過後の翌年度末まで定住する方 ・承認申請および交付申請時に就労している方（パート、アルバイトも可） ・奨学金等を自ら返還する方 ・奨学金の返還について返還補助や返還免除等を受けていない方 ・居住している地区の自治会に加入し活動に参加している方 など</p> <p>■対象となる奨学金 公益財団法人長崎県育英会、独立行政法人日本学生支援機構、社会福祉協議会、地方公共団体</p> <p>■支援内容 承認決定日の翌月以後60月の期間の返還金の2分の1に相当する額（上限30万円）を支援します。</p>		<p>地域づくり 推進課 移住・定住・ 婚活推進班</p>
<p>【50】 雲仙市奨学 資金貸付事業</p> 	<p>■事業の対象：扶養者が1年以上市内に住民登録しており、経済的な理由により修学が困難で、学業・人物ともに奨学生としてふさわしい方（大学、専門学校、高等学校等に在籍している方）</p> <p>■制度の内容：次の奨学資金を貸与します。 ・大学等 月額2万円以内 ・専門学校等 月額1万5千円以内 ・高等学校 月額1万2千円以内</p> <p>※貸付は無利子です。 ※他の奨学制度との重複貸与ができません。</p>		<p>総務課 総務班</p>

事業名	補助内容	二次元コード	担当課
<p>【51】 小・中学生遠距離 通学費補助</p> 	<p>■対象者 小中学校への通学が一定の距離を超える児童・生徒への保護者 (小学生は、片道3km以上 中学生は、片道5km以上)</p> <p>※学校統廃合に伴う定期券給付など他の補助制度を受けて通学している場合、雲仙市のスクールバスを利用して通学している場合および特別な事情がなく校区外から通学している場合は、この補助金の対象になりません。ただし、特別な事情によりやむを得ず校区外から就学をしている場合は、教育委員会総務課へご相談ください。</p> <p>■支援内容 通学距離に応じた下記の額を補助します。 ・小学生：3km～4km未満…年額 5,000円、4km以上 …年額 7,000円 ・中学生：5km～6km未満…年額 9,000円、6km以上 …年額11,000円</p>		<p>総務課 総務班</p>
<p>【52】 軽度・中等度 難聴児補聴器 購入費助成事業</p>	<p>■対象者：以下の全てに該当する方 ①雲仙市に住所を有する18歳未満の方。 ②両耳の聴力レベルがそれぞれ30 dB以上の方。 (ただし、指定医師が必要と認める場合はこの限りではありません。) ③身体障害者手帳の対象者でない方。 ④補聴器の装用に言語の習得等一定の効果があると医師から判断された方。</p> <p>■支援内容：補聴器の購入にかかる費用の一部（基準価格と購入額のいずれか低い方の約2/3）を助成します。</p>		<p>福祉総務課 障がい班</p>
<p>【53】 保育園等副食費 助成事業</p> 	<p>■幼児教育無償化に伴い、無償化の対象外として保育園等で徴収されることとなる1号認定・2号認定の食材料費（副食費）を市から保育園等へ補助金として支出することにより保護者の負担を軽減します。</p>		
<p>【54】 子育て相談 利用者支援事業</p>	<p>■子育てに関すること全般において相談できる窓口です。 子育て家庭がそれぞれのニーズに合った支援を受けられるよう、情報の提供や相談・助言を行います。保育園・認定こども園の入園、一時預かりなど、お子さんに関する相談に応じます。</p> <p>TEL：0957-47-7874（直）、0957-36-2500（代）</p> <p>■月曜～金曜（祝日などのお休みの日以外）午前8時30分～午後5時00分まで ※健康福祉部子ども支援課子育て支援班</p>	<p>担当課へ お問い合わせ ください</p>	<p>子ども支援課 子育て支援班</p>
<p>【55】 家庭児童相談室</p>	<p>■18歳未満までのお子さんとその家庭を対象として、次の相談に応じます。 ①育児不安 ②虐待 ③非行 ④養護 など</p> <p>TEL：0957-47-7874（直）、0957-36-2500（代）</p> <p>■月曜～金曜（祝日などのお休みの日以外）午前8時30分～午後5時15分まで ※健康福祉部子ども支援課内</p>		
<p>【56】 家庭ホットライン</p>	<p>■虐待されている、若しくは疑われる子どもを発見したらお電話下さい。</p> <p>TEL：0120-92-8471</p> <p>■月曜～金曜（祝日などのお休みの日以外）午前8時30分～午後5時15分まで ※健康福祉部子ども支援課内</p>		
<p>【57】 親子ホットライン</p>	<p>■いじめや不登校でお悩みの方は電話下さい。</p> <p>TEL：0120-96-7947</p> <p>■月曜～金曜（祝日などのお休みの日以外）午前8時30分～午後5時00分まで ※教育委員会 学校教育課内</p>	<p>担当課へ お問い合わせ ください</p>	<p>学校教育課 教育指導班</p>
<p>【58】 児童生徒サポート センター事業</p>	<p>■不登校児童生徒及びその保護者を支援します。</p> <p>■利用については、まず学校に相談してください。</p>		